

エアバッグ類 車上作動処理業務における措置実施について

自動車メーカー等は、「自動車リサイクル法」第 28 条のもとに解体業者と委託契約を締結し、主務大臣の認定を受けた解体業者にエアバッグ類の車上作動処理を実施いただいております。

この解体業者がエアバッグ類を処理せず破砕業者に引き渡すこと等は、「自動車リサイクル法」第 16 条 3 項（再資源化実施義務）の違反であるとともに、「エアバッグ類 車上作動処理業務規約」第 7 条第 1 項（車上作動処理登録取消し）等に抵触することになります。

自動車メーカー等および当機構では、2005 年度以降、解体業者との契約に従い車上作動処理監査を実施させていただき適正業務に関する周知徹底を実施しておりますが、一部において不適切な行為が発見されたことから、2009 年 10 月、および 2010 年 6 月に改定した規約に従い、下記の通り措置を実施させていただくことといたしました。

なお、当該措置結果については、所管する自治体に通知させていただくとともに、当機構 HP にて適宜報告させていただきます。

つきましては、解体業者の皆様におかれましては、今後とも適正処理の実施をお願い致します。

〔登録取消・一時停止 措置実施状況〕（2010 年 9 月末現在）

不適正な行為が発見された事業所に対しては、以下の事由において車上作動処理業務委託契約の登録取消・一時停止を実施いたしました。

- H22 年 9 月（近畿地方）
エアバッグ類（運転席・助手席）を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。
＜規約第 7 条 1. (5)＞
- H22 年 9 月（近畿地方）
エアバッグ類（シートベルトプリテンショナー）を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。また、エアバッグ類（運転席・助手席）を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。
＜規約第 7 条 1. (5)＞
- H22 年 9 月（中国地方）
エアバッグ類（運転席・助手席）を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。また、正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。
＜規約第 7 条 1. (5) および (8)＞
- H22 年 9 月（九州地方）
エアバッグ類（シートベルトプリテンショナー）を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。また、エアバッグ類（運転席・助手席）を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。
＜規約第 7 条 1. (5)＞
- H22 年 8 月（東海地方）
正当な理由なしに未処理エアバッグ類を保管していた。
＜規約第 7 条 1. (8)＞
- H22 年 8 月（北陸地方）
エアバッグ類（運転席・助手席・シートベルトプリテンショナー）を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。
＜規約第 7 条 1. (5)＞
- H22 年 8 月（近畿地方）
エアバッグ類（シートベルトプリテンショナー）を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。また、エアバッグ類（運転席・助手席）を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。加えて、正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。
＜規約第 7 条 1. (5) および (8)＞
- H22 年 8 月（近畿地方）
すべてのエアバッグ類を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。また、正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。
＜規約第 7 条 1. (3) および (5) および (8)＞